

審 査 決 定 報 告 書

都市建設委員会

さきの令和元年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第58号ほか3件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月20、21日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第58号 水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

本案については、開発行為に伴う児童遊園の設置面積の考え方、遊具、照明灯及び防火水槽の設置基準、遊具の材質等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「今後も開発業者との協議により、児童遊園の充実に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第61号 指定管理者の指定について

本案については、指定管理者への委託内容、水戸市公園協会による管理体制、公園愛護会の管理に対する助成内容、児童遊園において補修等が必要になった場合の連絡体制等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「児童遊園の増加に伴い、引き続き公園協会が適切な維持管理を行えるよう、予算措置等の方策について検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 議案第62号 市道路線の認定及び廃止について

本案については、開発行為道路の整備に係る協議状況、袋路状道路における案内板設置の考え方及び転回広場の整備要件等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「市道認定後に家屋が建ち並ぶことにより、見通しが悪化する開発行為道路については、適宜、現況確認を行い、適切な安全対策を図られたい」、「将来の安心安全な道路体系を構築するため、道路幅員のあり方について検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

4 議案第63号 土地の取得について

本案は、千波公園用地として、レイクサイドボウル跡地を取得するものであ

りますが、当該土地にある物件を含めた所有権の移転時期、土地及び物件の登記内容、土地売買代金及び物件移転補償金の支払方法、物件移転の手順、物件が移転されない場合における残留物件処理の対応、物件移転補償仮契約締結時における立会人の有無等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「本案によって土地を取得できた場合でも、物件の移転が完了しない限りは、土地を活用することはできない。また、茨城県において、偕楽園公園を中心とした観光魅力向上のための新たな取り組みをスタートさせたことから、土地の取得とあわせた物件移転の遅滞は許されないものである。よって、今後、執行部においては、円滑な土地の取得に向け、契約等各種手続行為について万全を期することを強く要望する」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第58号、議案第61号、議案第62号、議案第63号

以上、原案を認める。

上記のとおり報告する。

令和元年6月25日

水戸市議会議長 安 藏 栄 様

都市建設委員会

委員長 飯 田 正 美